

令和5年度狩猟免許試験案内

三重県

1 狩猟免許試験を行う日時、会場及び日程

(1)日時、会場、試験種目及び受付期限

実施日時	試験種目	会場	申請書の受付期限	定員
6月24日(土) 9時50分～17時 受付は9時15分から	網 猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	三重県 四日市庁舎 四日市市新正 4-21-5	6月14日(水)の 17時まで	110名程度
8月17日(木) 9時50分～17時 受付は9時15分から	網 猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	三重県 津庁舎 津市桜橋3丁目 446-34	8月7日(月)の 17時まで	110名程度
9月3日(日) 9時50分～17時 受付は9時15分から	網 猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	三重県庁講堂棟 講堂 津市広明町 13	8月24日(木)の 17時まで	130名程度

* 三重県四日市庁舎 (四日市市新正 4-21-5)



近鉄	名古屋線「新正駅」下車 徒歩約6分
自動車	国道1号線「四日市 南署前」交差点を津方面からは右折、桑名方面からは左折し、右側。

* 三重県津庁舎（津市桜橋 3 丁目 446-34）



近鉄	名古屋線 「津駅」下車 東口から徒歩約 13 分 「江戸橋駅」下車 徒歩約 10 分
JR	「津駅」下車 東口から徒歩約 13 分
三重交通バス	「津駅」東口 4 番のりばより乗車「三交ホーム前」下車 徒歩約 5 分
自動車	国道 23 号線 「上浜町 2」交差点を東に入り、すぐ右手側。

* 三重県庁講堂棟講堂（三重県津市広明町 13）



電車	J R 紀勢本線「津駅」から徒歩約 8 分 近鉄名古屋線「津駅」から徒歩約 8 分
自動車	国道 2 3 号線「県庁前」交差点を西へ入り、3 つ目の信号を左折（駐車場） ※試験会場の駐車場は利用できません。

(2) 日程（受験者数、会場等の都合により若干変更することがあります。）

ア 受付

9 時 1 5 分～ 9 時 5 0 分

※受付時間に遅れると受験できません

イ 知識試験

1 0 時 0 0 分～1 1 時 3 0 分

ウ 適性試験

1 1 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分

エ 知識、適性試験の合格発表

1 2 時 4 5 分頃

オ 技能試験

1 3 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」といいます。）に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (2) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- (3) 試験日において、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許受験者は満20歳未満の者、網猟免許及びわな猟免許受験者は満18歳未満の者
- (4) ①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）、①～③の他、自己の行為の是非を判別し、又はその判別にしたがって行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (5) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (6) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前（3）、（4）、（5）に該当する者を除く。）

3 受験手続

(1) 提出書類

	提出書類	注意事項等
ア	狩猟免許申請書	複数の種類の狩猟免許を取得しようとする場合は、1枚の申請書に手数料合計分の三重県収入証紙を貼り、申請してください。
イ	受験票	必要事項を記入してください。
ウ	写真	申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。
エ	医師の診断書等	狩猟免許を受験しようとする者は、2の(4)～(6)に該当する者でない旨の医師の診断書を提出してください。（受診された医院で診断書の書式を求められた場合は、別紙の参考書式をご利用ください。） ただし、銃砲刀剣類所持等取締法による猟銃・空気銃所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを医師の診断書に代えて提出することができます。 ※診断書は、申請書提出日6か月以内のもの。
オ	住民票抄本	現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとする者は、必要ありません。

(2) 受験手数料

1つの種類につき5,200円分（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとする者は、3,900円分）の三重県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けてください。

(3) 受付場所及び受付時間

住所地を管轄する各農林（水産）事務所で受け付けます。

(1) ア～オの書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

なお、提出書類の受付時間は土日・祝日を除く平日の9時～12時及び13時～17時です。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、
鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力、運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行います。

科目	合格基準
視力	1 網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.5以上であること。 ただし、1眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 2 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、1眼でそれぞれ0.3以上であること。 ただし、1眼の視力が0.3に満たない者又は1眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。 ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(3) 技能試験（(1)及び(2)の合格者に対して行います。）

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア)網猟免許に係るもの

- a. 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b. 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ)わな猟免許に係るもの

- a. わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b. わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ)第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装てん、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢等猟具の取扱い並びに距離の目測について行う。

(エ)第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

5 試験科目の一部免除

- (1) 狩猟免許を現に受けている者で、更に異なる種類の狩猟免許を受けようとする者は、知識試験のうち、法令、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する筆記試験を免除し、猟具に関する筆記試験のみとします。

なお、この場合の受付も、9時30分から9時50分までとします。

- (2) 令和5年度中に2種以上の狩猟免許を受けようとする者で合格基準の高い方の適性試験に合格した場合は、いずれの適性試験にも合格したものとみなし、他方を免除します。

6 持ち物及び服装

筆記用具、運動のできる服装と靴

(猟具の取扱い試験ではスリッパやぞうり等では受験できません。)

* 受験票は受験当日に受付でお渡しいたします。

7 合格者の発表

技能試験終了後、5日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板及び三重県庁ホームページで掲示するとともに、掲示後すみやかに受験者に合否等を郵送で通知します。

8 提供することができる個人情報

(1) 情報提供の受付

ア 情報提供を受ける者は本人に限ります。

イ 電話による情報提供には応じられません。

(2) 提供することができる項目

知識試験の得点、適性試験の合否及び技能試験の減点

(3) 情報提供の受付期間及び受付時間

受付期間は合格発表の日から1年間で、受付時間は開庁日の午前9時から午後5時まで

(4) 情報提供の受付場所 三重県農林水産部獣害対策課

(5) 本人確認のために必要な書類

運転免許証、旅券等本人の顔写真が貼付された書類を持参してください

9 その他

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林（水産）事務所で交付するものを使用してください。三重県のホームページからもダウンロードできます。
- (2) 試験会場は、駐車場が混雑することが予想されますので、車での来場はできるかぎり控えてください。
- (3) その他詳細については、各農林（水産）事務所又は、県庁農林水産部獣害対策課捕獲管理班（Tel059-224-2020）へお問い合わせください。

事務所名	対象市町	住所及び電話番号
四日市農林事務所 森林・林業室	四日市市,桑名市,鈴鹿市 亀山市,いなべ市,木曾岬町 東員町,菰野町,朝日町,川越町	〒510-8511 四日市市新正4-21-5 TEL : 059-352-0655 FAX : 059-352-0765
津農林水産事務所 森林・林業室	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34 TEL : 059-223-5091 FAX : 059-223-5151
松阪農林事務所 森林・林業室	松阪市,多気町 明和町,大台町	〒515-0011 松阪市高町138 TEL : 0598-50-0568 FAX : 0598-50-0623
伊勢農林水産事務所 森林・林業室	伊勢市,鳥羽市,志摩市,玉城町 度会町,大紀町,南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 TEL : 0596-27-5265 FAX : 0596-27-5327
伊賀農林事務所 森林・林業室	伊賀市,名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802 TEL : 0595-24-8142 FAX : 0595-24-8112
尾鷲農林水産事務所 森林・林業室	尾鷲市,紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 TEL : 0597-23-3504 FAX : 0597-23-0683
熊野農林事務所 森林・林業室	熊野市,御浜町 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371 TEL : 0597-89-6134 FAX : 0597-89-6918

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただく場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。